

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、坂出市松山土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（頭首工改修事業）中村西地区）を行うことについて平成30年4月16日適当と決定した。

その関係書類を坂出市建設経済部産業課において平成30年4月26日から同年5月16日まで縦覧に供する。

平成30年4月24日

香川県知事 浜 田 恵 造